○中央選挙管理会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和七年八月二十一日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

衆議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
立憲民主党	福岡県福岡市東区香椎団地一番一二―三〇二号	丸尾　圭祐
	アーベインルネス香椎二二号棟	

○外務省告示第三百十二号

令和五年九月十二日にブラジリアで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がブラジル連邦共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和七年七月二十九日に効力を生じた。

令和七年八月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ブラジル連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とブラジル連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百億円（三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ブラジル国立経済社会開発銀行（ＢＮＤＥＳ）（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ブラジル連邦共和国の適用可能な国内法令に従ってその権限のある当局の承認を得ることを条件として、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、四年の据置期間の後十一年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、借款契約の発効の日の後四年とする。

(2)　借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、計画に基づき借入人が直接に又は指定金融機関を通じて最終借入人に対して既に行ったか又は将来行う融資に充てるために使用に供される。

4　借款契約に定めるものであって、借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、保証の承認のためのブラジルの国内手続の完了を条件として、ブラジル連邦共和国政府によって保証される。

5　借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してブラジル連邦共和国においてＪＩＣＡに課される全ての財政課徴金及び租税については、ブラジル連邦共和国政府が免除し、又は借入人が負担する。

6　ブラジル連邦共和国政府は、次のことのための措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保する義務を借入人が履行すること。

(b)　該当する場合には、借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びブラジル連邦共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　該当する場合には、借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

7　ブラジル連邦共和国政府は、借入人が要請に応じ、ブラジル連邦共和国の適用可能な国内法令に従って、ＪＩＣＡを通じて日本国政府に対して次のものを提供する義務を履行するために必要な措置をとる。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びブラジル連邦共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のブラジル連邦共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十三年九月十二日にブラジリアで

ブラジル連邦共和国駐在

日本国特命全権大使　林禎二

ブラジル連邦共和国

外務大臣

マウロ・ルイス・イエッケル・ビエイラ閣下

（ブラジル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ブラジル連邦共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のブラジル連邦共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十三年九月十二日にブラジリアで

ブラジル連邦共和国

外務大臣

マウロ・ルイス・イエッケル・ビエイラ

ブラジル連邦共和国駐在

日本国特命全権大使　林禎二閣下

○外務省告示第三百十三号

令和七年七月二十四日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成二十九年三月二十九日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったコメリン灌漑（かんがい）計画（第三期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年一月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

令和七年八月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百十四号

令和七年七月二十四日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成二十九年三月二十九日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったバリ海岸保全事業（フェーズ2）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年十一月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

令和七年八月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百十五号

令和七年七月二十五日にダカールで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億二千万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日本側　赤松武在セネガル大使

セネガル側　アブドゥラフマン・サール経済・計画・協力大臣

令和七年八月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百十六号

令和七年七月二十五日にダカールで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　一億五千万円

3　署名者

日本側　赤松武在セネガル大使

セネガル側　アブドゥラフマン・サール経済・計画・協力大臣

令和七年八月二十一日

外務大臣　岩屋　毅